参考）　この様式は参考例です。実態に応じた内容をご確認の上、作成するようにしてください。

事業名：　令和5年度(令和4年度補正繰越分)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

△△△△システムの運用管理規程

第一章（総則）

第一条（目的）

〇〇〇〇（特定水産物管理）システム運用管理規程（以降「本規程」）は、〇〇〇〇〇〇（以降「甲」）の特定水産物を取り扱う業務システム（以降「本システム」）の安全かつ合理的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第二条（適用対象）

本規程の適用対象は、本システム及び本システムが管理する特定水産物に関するデータとなる。

第二章（管理運営体制）

第三条（体制及び責任者）

運用責任者は、本システムを安全に運用する。

運用責任者は、本規程に定められた組織的、人的、物理的、技術的対策を実施して、本システムを円滑に運用できるようにする。

・運用責任者の責務

ａ）本システムが支障なく運用される環境を整備する。

ｂ）本システムに問題が発生した場合、直ちに必要な処置を講じる。

ｃ）法令の改定があった場合、直ちに必要な処置を講じる。

・利用者の責務

ａ）特定水産物に該当する商品の取引が開始された場合、直ちにシステム管理責任者にその旨を通知する。

ｂ）荷主（以降「乙」）との間で特定水産物の取引があった場合、直ちにシステム管理責任者にその旨を通知する。

・システム管理責任者の責務

ａ）利用者より特定水産物に該当する商品の新たな取引連絡があった場合、システム管理責任者は基幹システムに対して直ちに特定水産物に関する情報を登録する。

ｂ）利用者より特定水産物に該当する商品の取引連絡があった場合、システム管理責任者は乙の取引情報に対して可能な限り早く漁獲番号を登録する。

ｃ）システム管理責任者は、販売先（以降「丙」）に対して、滞りなく〇〇番号を通達する。

第四条（外部委託）

本システムは、甲のもつ基幹システムの有するデータに密接な関わりを持つ。

そのため、基幹システムの開発元である〇〇〇〇〇〇に対してその開発を委託する。

第三章（機能概要）

第五条（本システムの有する機能）

本システムは以下の機能を有するものとする。

ａ）乙が特定水産物に対して発行する漁獲番号の記録、保管機能

ｂ）本システムにおける〇〇番号の発行機能

ｃ）甲から丙へ発行する伝票類への〇〇番号の記載機能

第六条（有効期限）

本システムは、水産流通適正化法の定めに応じ、甲の基幹システムの運用期間を上限に運用するものとする。

附則

この規程は、令和　　年　　月　　日より施行する。

次のことに留意して作成してください。

「目的」と「管理運営」

・目的は、当事業（助成要領参照）で得られたシステム、機器等の管理運営とする。

・管理運営は、水産流通適正化制度及び当事業の助成要領に対応する。

　－何を管理するか

　－どこが管理するか

　－どのようなときに使用するか

　－何に対して使用するか

　－システムの発注先（外部委託等）と選定理由

　－どのような機能（漁獲番号の発行、記載、記録、保管等）を有するものか

　－有効期間

　　他、必要事項